

【石垣市訪問型サービスに関するQ&A】

令和4年5月時点

	NO	質問	回答
生活機能向上評価加算について	1	生活機能向上評価加算を算定するためには、届け出は必要ですか。	保険者への届け出は必要となります。 介護長寿課給付認定係まで、窓口かmailにて申請ください。必要な書類は、介護長寿課のホームページからダウンロードできます。 届け出の受付は、毎月15日までとし、翌月から加算の算定が可能となります。
	2	生活機能向上評価加算とは何ですか。	自立支援・重度化防止に取り組まれているサービス事業所がアセスメントを行い、一緒に活動することで改善できそうなこと、できることを目標として設定し、取り組み、評価を行うことで算定できる加算となります。
	3	生活機能向上評価加算を算定するための評価表の様式は決まっていますか。	評価表の様式は、決まっています。 様式は、介護長寿課のホームページからダウンロードできます。
	4	生活機能向上評価加算を算定するための評価期間は決まっていますか。	3ヶ月以上6ヶ月未満の間に1回の評価が必要となります。
	5	生活機能向上評価加算の算定回数に制限はありますか。	利用者1人につき、1年で2回までの算定になります。
	6	生活機能向上評価加算を算定するための評価は誰が行ってもいいですか。	アセスメント、評価はサービス提供責任者が行うこととします。
	7	生活機能向上評価加算を算定するための目標は何でもいいですか。	介護予防サービス・支援計画書に位置づけされている支援内容の中から、本人の状態に応じた目標設定になります。

【石垣市訪問型サービスに関するQ&A】

令和4年5月時点

	NO	質問	回答
生活機能向上評価加算について	8	生活機能向上評価加算を算定するための評価期間は介護予防サービス・支援計画書の支援計画期間にあわせますか。	評価期間はサービス事業所側が設定します。いつの時点から開始されても算定可能となりますが、介護予防サービス・支援計画書の支援計画期間にご留意下さい。
	9	生活機能向上評価加算を算定する際、評価表記入後、評価表は地域包括支援センターに提出しますか。又は各事業所で個別ファイルに保管するだけでよいですか。	サービス提供事業所は、評価月に、その月の実績と一緒に担当ケアマネジャーへ提出をお願いします。地域包括支援センター以外のケアマネジャーへ提出する場合は、包括への提出分と合わせて2部、提出をお願いします。
	10	生活機能向上評価加算の2回目を算定する場合の評価表の書き方について教えてください。	1回目の評価表のデータに、2回目を追記した評価表を提出してください。評価表が手書きの場合は、1回目の評価表をコピーし、コピーした用紙に2回目の追記をして提出をお願いします。 記入例をホームページに掲載していますのでご参考にしてください。

【石垣市訪問型サービスに関するQ&A】

令和4年5月時点

	NO	質問	回答
請求 について	11	回数請求できるのは何回までですか。	<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス「3回」まで利用の場合 <u>サービスコードA22411</u>・訪問型サービス「7回」まで利用の場合 <u>サービスコードA22511</u>・訪問型サービス「11回」まで利用の場合 <u>サービスコードA22621</u> になります。
	12	月額報酬請求できるのは何回までですか。	<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス「4回以上」利用の場合 <u>サービスコードA21111</u>・訪問型サービス「8回以上」利用の場合 <u>サービスコードA21211</u>・訪問型サービス「12回以上」利用の場合 <u>サービスコードA21321</u> になります。
	13	日割り請求を行うときはどんな時ですか？	<ul style="list-style-type: none">①新規の利用で契約日が月途中の場合②短期入所を利用した場合③月途中でサービスが終了となる場合
	14	短期入所を利用した場合、日割り計算になるのか。回数請求になりますか。	日割り請求になります。